

第十回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第二十九号

昭和二十六年五月十二日(土曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原三郎君 理事 野村專太郎君

理事 藤田 義光君

大泉 寛三君

佐藤 親弘君

牧野 寛策君

山手 満男君

砂間 一良君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席政府委員

國家地方官 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

本部總務部長 加藤 陽三君

地方自治行政次長 鈴木 俊一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

三月三十日

委員佐藤親弘君及び田中啓一君辭任につき、その補欠として西村直巳君及び中垣國男君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員中垣國男君及び西村直巳君辭任につき、その補欠として田中啓一君及び佐藤親弘君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐藤親弘君辭任につき、その補欠として島村一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島村一郎君辭任につき、その補欠として佐藤親弘君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐藤親弘君辭任につき、その補欠として稲田直道君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲田直道君辭任につき、その補欠として佐藤親弘君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員門脇勝太郎君、吉田吉太郎君及び立花敏男君辭任につき、その補欠として稲田一君、牧野寛策君及び砂間一良君が議長の指名で委員に選任された。

五月十一日

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二二号)

四月二日

官公署における事務処理等に関する諸願(今村忠助君紹介)(第一六七一号)

地方税法の一部改正に関する諸願(星島二郎君外一名紹介)(第一七五〇号)

普通飲食に対する課税廃止並びに遊興飲食に対する標準税率引下げに関する諸願外一件(大石ヨシエ君紹介)(第一七七八号)

同(庄司一郎君紹介)(第一七八一号)

遊興飲食税の撤廃に関する諸願(大石ヨシエ君紹介)(第一七八一号)

石ヨシエ君紹介)(第一七八〇号) 落合汚水処分場の設置計画変更に関する諸願(野村專太郎君紹介)(第一八〇五号)

同月十三日

特殊喫茶店街の対策確立に関する諸願(松尾トシ子君紹介)(第一八三一八号)

警察法の一部改正に関する諸願(立花敏男君紹介)(第一八五一号)

旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する諸願(小金義昭君紹介)(第一八七八号)

遊興飲食に対する標準税率引下げに関する諸願(河原伊三郎君紹介)(第一九六八号)

公職選挙法の一部改正に関する諸願(益谷秀次君紹介)(第一九九九号)

の審査を本委員会に付託された。

三月三十一日

国、県の施設に対し町村への寄附金要請禁止に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第四七六号)

平衡交付金算定基準の適正化に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第四七六号)

地方財政平衡概算交付金の返還に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第四七七号)

地方財政平衡交付金等増額に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第四七七号)

同(福井市福井県議会議長野村栄太郎)(第五二二二号)

同(福井市福井県議会議長野村栄太郎)(第五二二三号)

十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第四七八号)

公民館に対する入場税等免除に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第四八三三号)

教育財政確立のため平衡交付金増額の陳情書外七件(岩手県東磐井郡長坂小学校鈴木清子外五十名)(第四八八号)

地方自治の合理的運営に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第五〇二二号)

町村に行政区設定に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第五〇三三号)

教育財政確立のため平衡交付金増額の陳情書(岩手県東磐井郡千厩町立千厩中学校小原貞助)(第五〇七三三号)

教育財政確立のため平衡交付金増額に関する陳情書(岩手県教職員組合東磐井郡支部南小梨小学校分会千田和男)(第五一四四号)

地方行政確立に関する陳情書(新潟市新潟県議会議長見玉龍太郎)(第五一八八号)

行政事務再配分に関する報告に対する陳情書(全国都道府県議会議長会長長東京都議会議長石原永明)(第五二二二号)

同(福井市福井県議会議長野村栄太郎)(第五二二三号)

地方行政確立に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長長齊藤邦雄)(第五二六六号)

同(福井市福井県議会議長遠沼龍輔)(第五二七七号)

同(富山市富山県議会議長高原耕造)(第五二八八号)

同(大阪府豊中市議会議長川崎幹治郎)(第五二九九号)

同(奈良市奈良県議会議長大森久司)(第五三〇〇号)

警察法改正に関する陳情書(神戸市議会議長大崎一郎)(第五三二二号)

入場税引下げに関する陳情書(東京都中央区木挽町四丁目三番地セントラルリーグ会長松島鹿夫外一名)(第五三三三三号)

町村吏員の恩給給与改善に関する陳情書(広島県比婆郡豊後村新庄百四十一番地岡本佳男)(第五四二二二号)

四月六日

警察法改正に関する陳情書(神戸市議会議長大崎一郎)(第五五八八号)

教育財政確立のため平衡交付金増額の陳情書(岩手県東磐井郡小梨村南小梨小学校菊地誠意)(第五六七三三号)

同(高松市香川県議会議長大久保雅彦外五名)(第五六八八号)

治山事業の起債全額承認等に関する陳情書(東京都治山治水協会会長木村源兵衛外九名)(第五六九九号)

平衡交付金増額に関する陳情書(大分市大分県議会議長安部雅也)(第五

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十九号

昭和二十六年五月十二日

五七四号)

遊興飲食税中普通飲食に対する課税
撤廃等に関する陳情書(前橋市北曲
輪町七十四番地木村国次郎)(第五七
七号)

地方財政平衡概算交付金の返還に關
する陳情書(盛岡市岩手県町村議會
議長金会長平野十三)(第五八五
号)

国、県の施設に対し町村への寄附金
要請禁止に関する陳情書(愛知県町
村議會議長會長豊田金作)(第六〇三
号)

地方行政確立に關する陳情書(金
沢市石川區議會議長島島徳次郎)(第
六〇六号)

同(神奈川県小田原市議會議長野島
功雄)(第六〇七号)

同(仙台市宮城區議會議長今野貞亮)
(第六〇八号)

同(大阪府池田市議會議長南幸太郎)
(第六〇九号)

同(岐阜市岐阜區議會議長遠藤英雄)
(第六一〇号)

同(山口市山口區議會議長清水爲吉)
(第六一一号)

同(鳥取市鳥取區議會議長浜口虎太
郎)(第六一二号)

五月四日

表富山縣議會議長高原耕造)(第六一
九号)

地方行政確立に關する陳情書(大
分市大分區議會議長安部雅也)(第
六二四号)

東京都庁に主税局設置に關する陳情
書(東京都千代田区丸の内三丁目一
番地東京都議會議長石原永明)(第
六二九号)

地方行政確立に關する陳情書(津
市三重區議會議長矢野九三)(第六四
八号)

同(鹿児島市議會議長岩切重秀)(第
六六一号)

同(千葉市千葉區議會議長堀越英
次)(第六六二号)

同(福岡市議會議長高丘稔)(第六六
三号)

同(小倉市議會議長渡辺新威)(第
六六四号)

同(甲府市山梨區議會議長星野重
次)(第六六五号)

同(熊本市熊本區議會議長大久保勢
輔)(第六六六号)

都道府県単位に施策を行う場合の北
海道の取扱に關する陳情書(札幌市
北海道市長會會長高田富興)(第六
七一七号)

を本委員会に送付された。

日本委員会に付託されました警察法
の一部を改正する法律案、内閣提出第
一四二号を議題としたしたいと思います
が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○前尾委員長 御異議なしと認め、日
程を追加し、警察法の一部を改正する
法律案を議題といたします。

まず政府よりその提案理由の説明を
聴取いたします。大橋法務總裁。

警察法の一部を改正する法律案
警察法の一部を改正する法律
警察法(昭和二十二年法律第九
十六号)の一部を次のように改正す
る。

「都道府県警察長」を「隊長」に
改める。

第十五条の次に次の一条を加え
る。

第十五条の二 国家地方警察の警察
官の階級は、長官、次長、警視
長、警視正、警視、警部、警部
補、巡查部長及び巡查とする。

警察官は、上官の指揮監督を受
け、警察の事務を掌る。

基礎的な警察訓練の過程を経な
い者は、これを国家地方警察の警
察官として勤務につけることはで
きない。

警察官の宣誓、教育訓練、礼式
及び服制について必要な事項は、
国家公安委員会がこれを定める。

第十九条に次の一項を加える。

都府県知事の所轄の下に、一の
都府県公安委員会を置く。北海道
には、道知事の所轄の下に、下部
行政区画により、道知事の意見を
聴いて国家公安委員会の定めると
ころに従い、十四以内の道公安委
員会を置く。

第二十條の次に次の一条を加え
る。

第二十條の二 都道府県知事は、治
安維持上重大な事案につきやむを
得ない事由があると認めるとき
は、当該都道府県の区域内の市町
村警察の管轄区域内における当該
事案を国家地方警察に処理させる
ことを当該都道府県公安委員会に
要求することができる。

都道府県公安委員会は、前項に
規定する要求があつたときは、当
該都道府県国家地方警察に当該事
案を処理させなければならない。
この場合においては、国家地方警
察は、第二十七條の規定にかかわ
らず、その管轄区域外において職
権を行うことができる。

前項の場合において、市町村警
察が国家地方警察から事案の処理
の通知を受けたときは、当該市町
村警察は、当該事案の処理につい
ては、当該都道府県公安委員会の
運営管理に服するものとする。

都道府県公安委員会は、都道府
県知事に対して第一項に規定する
措置をとることを勧告することが
できる。

都道府県知事は、第一項に規定
する要求をしたときは、当該事案
の処理が終了した後すみやかにそ
の旨を都道府県の議事に報告しな
ければならない。

第二十一條第二項中「警察職員又
は」を「警察職員、検察職員若しく
は旧職業陸海軍軍人の前歴のない者
又は任命前十年間に」に改める。

第二十四條第一項各号列記以外の
部分に次の但書を加える。

但し、委員は、第二号の場合に
おいては、住所を移したために被
選挙権を失つても、その住所が同
一都道府県の区域内にあるとき
は、そのためにその職を失うこと
はない。

第三十條を次のように改める。

第三十條 都道府県国家地方警察に
隊長を置く。

隊長は、国家公務員法の規定に
基き、警察管区本部長が国家地方
警察本部長官の同意を経てこれを
任命し、一定の事由により罷免す
る。

隊長は、都道府県国家地方警察
本部の事務を処理する。

第三十五條第一項中「警察長の
外、警視、警部、警部補、巡查部長
及び巡查たる」を「隊長の外」に改
め、同條第二項及び第三項を削る。

第三十六條第一項中「前條第一項」
を「前條」に改め、同項但書及び同
條第二項を削る。

第四十條第一項中「(以下市町村
という)を削り、同條に次の一項
を加える。

前項の規定により告示された町
村は、第一項の規定にかかわらず、
住民投票によつて警察を維持しな
いことができ、又、警察を維持し
ないこととした後再び警察を維持

する旨を都道府県の議事に報告しな
ければならない。

第二十一條第二項中「警察職員又
は」を「警察職員、検察職員若しく
は旧職業陸海軍軍人の前歴のない者
又は任命前十年間に」に改める。

第二十四條第一項各号列記以外の
部分に次の但書を加える。

但し、委員は、第二号の場合に
おいては、住所を移したために被
選挙権を失つても、その住所が同
一都道府県の区域内にあるとき
は、そのためにその職を失うこと
はない。

第三十條を次のように改める。

第三十條 都道府県国家地方警察に
隊長を置く。

することが出来る。
第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二 前条第三項に規定する住民投票は、町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき、又は町村の住民で町村議会の議員の選挙権を有する者が、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者によつて当該町村の選挙管理委員会に対してこれを請求したときにおいて行われるものとす

町村議会の議長は、前項の規定による議決があつたときは、その日から三日以内に、その旨を町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

選挙管理委員会は、前項に規定する議決の通知を受けた日又は第一項に規定する住民投票の請求を受理した日から六十日以内に、これをその町村の選挙人の投票に付さなければならぬ。

選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該町村議会の議長又は当該代表者及び町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

第三項の規定による投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、当該町村は、警察を維持しないこと又は再び警察を維持することを決定したものとす。

前項の規定による決定があつたときは、当該町村長は、国家公安

委員会を経てこれを内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規定による報告があつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に關する責任の転移が行われる。

第一項の規定による議会の議決又は代表者による請求は、第三項の規定による投票のあつた日から二年間は行ふことができない。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に關する規定は第三項の規定による投票に、地方自治法第二百五十五条の二の規定は第一項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に關する争訟に、これを準用する。

第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は地方自治法第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは同法第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解散の投票と同時にこれを行ふことができる。

警察事務を共同で処理する市町村の組合を組織する町村のいづれかが、第三項の規定による投票によつて警察を維持しないことを決

定したときは、その町村は、地方自治法第二百八十六条又は第二百八十八条の規定にかかわらず、警察を維持しないものとなる。この場合の措置については必要な事項は、政令で定める。

第四十三条中「市町村長」を「市及び警察を維持する町村（以下「市町村」といふ。）は、市町村長」に改める。

第四十六条第二項中「第三十五条第二項及び第三項」を「第十五条の二第一項及び第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

市町村警察職員の定員は、地方的要求に応じてその市町村が条例でこれを決定する。

第五十条第二項中「第三十六条第二項」を「第十五条の二第四項」に改める。

第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 国家地方警察と市町村警察及び市町村警察は、相互に、犯罪に關する情報を交換するものとする。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 市町村警察の要求によつて国家地方警察の警察職員が援助した場合においては、その援助に要した費用は、国庫の負担とする。

国家地方警察の要求によつて市町村警察職員が、その市町村の区域外において、国家地方警察又は市町村警察を援助した場合においては、その援助に直接要した費用は、国庫の負担とする。

前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷を受け、若しくは疾病にかかり、又はその傷病に因り退職し、若しくは在職中死亡したときは、これを国家地方警察の警察職員としてその職務を行つたものとみなし、国庫は、その者に国家公務員に対する業務災害補償に適用される法律の規定による補償を行う。但し、その災害に對する業務災害補償に關する当該市町村の給付が、国家公務員に對する業務災害補償に適用される法律の規定による額を超えるときは、その者又は遺族がその差額の支給を当該市町村から受けることを妨げない。

第五十八条中「犯罪行為又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪行為の個々の場合」を「犯罪又はその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらに關連する犯罪」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十八条の二 国家地方警察の管轄に屬する区域が市町村警察の管轄区域となつた場合には、当該区域内で、その日においてもつばら警察の用に供されていた国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項各号に掲げる財産をいう。以下本条中同じ。）及び物品で、国家地方警察に必要で当該市町村が警察を維持するために必要なものは、国が無償で当該市町村に譲渡するものとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

前項の場合においては、国家地方警察及び市町村警察は、原則として事前にこれを同項の規定によつて職権を及ぼす区域を管轄する警察に通知し、且つ、その職権の行使について当該警察と緊密な連絡を保持しなければならない。

第六十四条の次に次の二項を加える。

前条後段の場合又は前項の場合において、市町村警察職員がその市町村の区域外において職務を行つたときは、その職務の執行のために直接要した費用は、国庫の負担とする。

第五十五条の二第三項の規定は、前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷を受け、若しくは疾病にかかり、又はその疾病に因り退職し、若しくは在職中死亡したときに、これを準用する。

第六十七条の次に次の二条を加える。

第六十七条の二 国家地方警察の管轄に屬する区域が市町村警察の管轄区域となつた場合には、当該区域内で、その日においてもつばら警察の用に供されていた国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項各号に掲げる財産をいう。以下本条中同じ。）及び物品で、国家地方警察に必要で当該市町村が警察を維持するために必要なものは、国が無償で当該市町村に譲渡するものとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

市町村が警察を維持しないこととなつた場合には、その日においてもつばら警察の用に供されていた当該市町村所有の財産及び物品で、当該市町村に不必要で国家地方警察に必要なものは、当該市町村が無償で国に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、国家地方警察は、無償でこれを使用することが出来るものとする。

国家地方警察又は市町村警察の責任の転移があつた日において、当該区域内で、国家地方警察又は当該市町村警察が他の機関と共用している国又は地方公共団体の建物は、前二項の例により、それぞれ当該市町村警察又は国家地方警察が無償でこれを使用することが出来るものとする。

第一項又は第二項の規定により市町村又は国が取得する財産に伴う負債があるときは、その処分については、相互の協議により、これを定める。

前各項の規定の適用について争があるときは、国家地方警察本部長官又は市町村長の申立に基き、内閣総理大臣がこれを決定する。

第六十七条の三 第四十條第二項の規定により告示された町村が、同条第三項の規定により警察を維持しないこととなつた場合においては、警察を維持しないこととなつた日における当該町村警察吏員の数を、第四條第一項の定員外の国家地方警察の警察官として置くことができる。

- を加える。
- 第六十九條 第五十五條の二及び第六十四條第三項の規定により国庫が負担する範囲は、次の通りとする。
 - 一 旅費（国家地方警察の警察職員に対する旅費支給の例によつて計算した額）
 - 二 交通機関の借料
 - 三 交通機関の燃料費
 - 四 借用した建物、器材及び物件の借料（旅費を支給したときは、宿泊に要した施設及び寝具の借料を除いた額）
 - 五 職務遂行のために消費した各種の消耗品の費用
 - 六 出動に直接起因した交通機関、建物、器材及び物件の破損部分の修繕費
- 附則第七條第二項第四号中「第四十六條第三項但書第三段の」を削り、同条第六項中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。
- 附則第九條を次のように改める。

- 附則 削除
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に存する北海道公安委員会は、警察法第二十条第一項後段の規定により公安委員会を置く措置が完了するまでの間、なお引き続き存続して、同項に規定する道公安委員会として、その事務を行うものとする。
- 3 昭和二十六年九月三十日までに警察法第四十條の二第六項に規定する報告があつた場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、警察維持に関する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。
- 4 市町村警察の職員である者が、当該市町村において警察を維持しないこととなつたことに伴い、引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員である国家地方警察の職員となつた場合において、その者が市町村の退職年金に関する条例の規定による退職給付を受けないときは、同法の規定の適用については、その者が市町村警察の職員として引き続き在職した期間同条に規定する公務員として在職していたものとみなす。この場合においては、警察法附則第七條第二項の規定は当該市町村警察の職員の範囲について、同条第三項の規定は恩給法第十九條に規定する公務員とみなされる場合の区分について、それぞれ準用する。
- 5 経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

- 第三十條中「都道府県警察長」を「都道府県国家地方警察隊長」に改める。
- 6 古物営業法（昭和二十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
- 第二十条中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。
- 7 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。
- 第二十一条中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。
- 8 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。
- 第二条に次の二項を加える。
- 5 国家地方警察の警察官で、管区警察学校及び警察大学校に在籍する者は、五千人を限り、第一項に定める職員の定員の外に置くことができる。
- 6 警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該町村の警察職員を、予算の定める範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合における職員の定員は、政令で定める。

○大體國務大臣 たいだいま議題となり
ました警察法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに改正の主要事項を御説明申し上げます。

御承知のごとくわが国の警察は、昭和二十三年三月施行されました警察法によりまして、根本的な改革をいたしまして、警察運営の民主化とその地方分権を主眼とする民主的な警察制度として、運営せられて参つておるのでございます。政府におきましては、現下の治安の実情にかんがみまして、この警察力を強化いたしまするとともに、その運営をさらに能率化する必要があるに際した次第であります。このために警察法施行以来の経験にも徴しまして、また関係各方面の意見等を参考として、この民主警察の精神をあくまで尊重いたしながら、警察法の一部を改正することに方針を定めまして、慎重に研究いたしました結果、成案を得て、ここに提案いたしました次第であります。

この改正案のおもなる事項を申し上げますと、まず国家地方警察に關しては、

- 一、警察力強化のため管区警察学校及び警察大学校に在籍する警察官の数を五千人以内を、警察官の基本定員三万人のほかに増置することとしたこととあります。
- 二、治安維持の万全を期すため、自治体警察の区域内における治安維持上重大な事案につきまして、やむを得ない事情があると認めるときは、都道府県知事とその事案の処理を都道府県公安委員会に要求し、この場合国家地方警察をしてこれを処理させることとしたこととあります。

次に自治体警察につきまして、

- 一、自治体の本旨に従い、警察吏員の定員の總計九万五千人のわくをとりはずしまして、各自自治体警察の警察職員の定員はそれ／＼の市町村が、その地方的事情に依りて自由にこれを決定できるようにしたこと。
- 二、現在人口五千以上の市街的町村は、市と相並んで警察を維持することになつておりますが、町村については、その実情にかんがみまして、住民投票によりまして警察を維持しないことができ、また一旦警察を維持しないこととしたしつた後、再びこれを維持することが出来ることといたし、あわせてこの場合の警察職員の措置、警察用財産の処分等について規定したことがおなるものであります。

さらに国家地方警察及び自治体警察の両者に共通いたしまするおもな事項としましては、

一、都道府県及び市町村の公安委員の資格要件を幾分緩和したこと。

二、警察活動の能率を向上いたしたため、次のとき点を明らかにしたのであります。

すなわち各警察相互間に犯罪に関する情報を交換すること。

各警察は、その管轄区域内で行われた犯罪、その管轄区域内に始まりまたは及んだ犯罪のほか、さらにこれらに関連する犯罪についても、管轄区域外に職権を及ぼし得ることとしたこととであります。

また自治体警察の警察吏員も、国家地方警察または他の自治体警察の要求があつたときは、その援助に当り、管轄区域外においても職権の行使ができること、これらの点を明らかにしたこと、並びに国家地方警察の要求により、及び国家非常事態の布告があつた場合におきまして、自治体警察の警察職員がその区域外に出動したときに、直接に要した費用及びこの場合の自治体警察職員の公務傷病の補償について、国庫が負担することを明確にしたことなどであります。

これらの事項のほか、従来法文の解釈上必ずしも明瞭でなかつた事柄を、明確にいたすこといたしました等、なお若干の改正事項もありませんが、以上が大体この改正案の主要なる事項であります。これらはいずれもまことに緊要な事柄と存せられる次第であります。何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

○前庭委員長 次に政府委員よりさら

に詳細に説明を聴取いたしたいと思ひます。齋藤政府委員。

○齋藤(真)政府委員 では私から警察法改正案の内容につきまして、逐次御説明を申し上げたいと存じます。

まず国家地方警察に関する事項について申し上げます。

その第一は第十九条の改正であります。国家地方警察の警察官の増加であります。国家地方警察の警察官は、第四十条によりまして三万人以内となつておりますが、このうち約五千人は管轄警察学校及び警察大学校に在籍することとなつておるのであります。さもなくとも現在の警察官の定員は国家地方警察の責任から見まして、十分でないと思つておるのであります。さら

にこのような事情からしまして現在国家地方警察として必要と認められるべき配置について十分な援助が得られません。また、自治体警察からの援助の要求に対しても十分に対処し得ないようなこともあるのであります。そこで現下の治安の実情から考えまして、この管区警察学校及び警察大学校に在籍することとなつております警察官の数を五千人を限りまして、これを国家地方警察の警察官の本来の定員である三万人のほかに増置し、国家地方警察の警察力の強化に資することといたしたいと存するのであります。

次は第二十条の二の規定を設けまして、都道府県知事が、治安維持上重大な事案につきまして、やむを得ない事由があることと認めるときは、国家地方警察にその都道府県内の市町村警察の区域における事案を処理させることとを、当該都道府県公安委員会に要求することができることといたしたことで

あります。この場合におきましては、国家地方警察はその管轄区域外におきましても職権行使を認められ、当該市町村警察は、国家地方警察から事案を処理する旨の通知を受けました際は、警察活動の二元化を避け、相互の緊密な連絡によつてその事案を迅速に処理できることといたしたのであります。都道府県公安委員会の運営管理に服することといたしたのであります。しかしして知事のこの要求につきましては、都道府県公安委員会が必要と認めましたときは、知事にこの措置をとることを勧告できることといたし、またこの知事の要求が適正に行われることを保障いたしますために、その事案の処理の終了後、都道府県の議会に報告することとあわせて規定いたしておるのであります。かような規定を置きました理由は、自治体警察がその措置すべき事案を処理せず、またはその処理が適切でない場合、これをそのまま放置いたしますときは、治安上憂慮すべき事態であるのかかわらず、警察法に定める当該自治体公安委員会の国家地方警察への援助の要求が、何らかの理由によつてなされない場合におきましても、現行法上は適当なる対策が考慮されていないのであります。このような場合に備えまして治安維持の万全を期せんがためであります。

第三は、都道府県公安委員会の委員の資格に関する第二十四条の改正であります。都道府県公安委員はその都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者であることが要件となつておるのであります。従いまして住所の移動によつてこの資格を失うことがあるわけでありましたが、今回これを都道府県の

議会の議員及び都道府県教育委員会の委員と同様の取扱ひといたしまして、住所を移しましたために被選挙権を失ひましたも、その住所が同一都道府県内にありますときは、その職を失ひないものとしようとするのであります。

次は第二十条の改正であります。現在北海道には、国家地方警察の本部は、下部行政区画によりまして、十四以内置き得ることになつておるのであります。これが運営管理に当ります。道公安委員会はたゞ一つであります。そこでこの国家地方警察の本部と対応いたしましたのであります。しかししてこの設置につきましては、道知事の意見を聞きまして国家公安委員会が定めることといたしておるのであります。

以上のほかに、国家地方警察の警察官の階級は、現在警察法上は警視以下五階級であります。これを實際の必要に即しまして長官以下九階級といたしますとともに、警察官の指揮監督、宣誓、教育訓練等の関連する事項をあわせまして第十五条の二の規定を設けました。また現在「都道府県国家地方警察本部の長」を警察法上「都道府県警察長」と称しておりますが、この実際の職責は都道府県国家地方警察を統轄するにあるのであります。その実体にかんがみまして、第三十条を改めましてこれを都道府県国家地方警察長と称することといたしました。そしてこれに伴いまして、第三十五條、第三十六條、第四十六條、第五十條その他関係の条文にこのため必要な整理を行つたのであります。

次に自治体警察に関する事項について申し上げます。

まず第一に、自治体警察の警察吏員の定員は、現在は第四十六条によりまして地方的要求に応じて当該市町村が決定するのであります。総員におきまして九万五千人を越えてはならないことになつておりました。従つて、この定員は地方自治財政が確立するまでは政令の定める基準により、また地方財政の確立された後におきましては、国会の定める法律によりまして、配分の調整が行われなければならぬことになつておるのであります。しかしながら、これは自治体警察の建前からいいますれば、まづたく当該市町村のそれら、の地方的事情によつて決定されるのであります。今回このような制限を一切撤廃いたしましたのであります。警察吏員以外の一般警察職員につきましても、これに準じて同様の措置をとることとしたのであります。

次は、町村警察の維持に関する事項であります。現在御承知のごとく自治体警察は、第四十条によりまして、市及び人口五千以上の市街の町村において維持せられておるのであります。このうち小規模自治体における警察維持の問題は、財政、人事、警察活動などの面から、関係各方面におきまして最も論議せられた問題の一つであります。政府がこれを重視しては、この点について慎重考慮の結果、第四十条の規定を改めまして、市はすべて従前通り警察を維持いたしますが、市街の町村は、その住民投票によりまして警察を維持しないことができ、また一旦維持しないこととした後再び維持

持することができるといたすことを適当なりと認めるに至つたのであります。この住民投票の手続などの必要な事項につきましては、他の類似の例を参考といたしまして第四十条の二に規定したのであります。なお、このような警察責任の転移は、当該町村にとりましても、きわめて重大な問題であり、影響するところも大きいので、この住民投票は一度行いました後、二年間は行うことができないこととしたのであります。また市街的町村が警察を維持しないこととなりま

すと、その地域の警察責任は国家地方警察に移ることになります。この実施は直接に国家予算とも関連いたしませんので、その警察の維持の責任の転移は、毎年四月一日からいたしましたのであります。但し、本年は九月末日までこれを維持しないことについては、所要の手続を終りました町村については、十月一日にこの責任の転移が行われることといたしました。この旨を附則において規定したのであります。

次に、次にいいたしまして警察維持に關する責任の転移のありました場合の警察職員及び警察用財産の措置であります。まず警察職員について申しますと、第六十七条の三をもつて必要な規定を設けました。すなわち、前述のごとく町村警察が維持されないこととなりますと、その地域の警察責任は国家地方警察が負うことになりますと、当該町村の警察吏員の数を、前に述べました第四十条の警察官の定員のほかに国家地方警察の警察官として加えることといたしました。このようにいたしまして町村警察が維持されないことと

なりました場合も、その警察吏員については全部を国家地方警察に採用できることといたしまして、これらの者が引続き国家地方警察に移つて勤務するときは、その町村警察における勤務期間を恩給法上の年限に通算できることに、附則において規定をいたしましたのであります。以上に述べましたところは、警察吏員以外の一般警察職員についてもほぼ同様に取扱ふことといたしております。

次にこのような場合の警察用財産の措置であります。これは従前の警察法附則第九條及び都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に關する法律の趣旨に従ひまして、第六十七條の二に規定いたしました。すなわちそれぞれその地域の警察責任を免れることとなりますと警察の用にもつばら今まで供されていりました財産で、このため必要となりましたもので、その警察責任を引受ける方の側において必要と考へまするものは、土地及び共用してゐる建物につきましては無償で使用させ、その他の財産及び物品は無償で譲渡させることといたし、この場合の措置について必要な規定を設けたのであります。

次に国家地方警察と自治体警察の双方に關する事項について申し上げます。その第一は、都道府県及び市町村公安委員会の委員の資格要件の緩和であります。現在はこの資格として御承知のごとく、警察職員または官公庁における職業的公務員の前歴のない者であることが必要とされておりましたが、この公安委員の選挙範囲を拡張することについては従来多くの要望もあり、適

切なるものと認められますので、今回第二十一条を改正いたしました。警察職員、検査職員及び旧職業陸海軍軍人であつたものを除きまして、官公庁における職業的公務員の前歴のある者でも、その前歴が任命前十年間にならば公安委員の資格を認めることといたしましたのであります。

次に、各警察の管轄区域外における職權行使の規定についての改正であります。現在は第五十八條によりまして、国家地方警察及び自治体警察は、それらの管轄区域内で行われし犯罪もしくは及んだ犯罪についての管轄区域外においてその職權行使を認められておりましたが、警察活動の迅速をはかると、犯罪事件処理の便宜を考へまして、今回同條を改め、これらの犯罪のほかに、これらに關連する犯罪についても、各警察はそれらの管轄区域外において職權を行うことを認めることといたしましたのであります。そしてかように管轄区域外での職權行使の範囲を拡張いたしました。今までより一層關係各警察間の緊密なる連絡と協力が必要に相なりますので、各警察は、このような場合に原則といたしまして事前にこれを關係ある警察に通知し、かつその職權の行使につきましても当該警察と緊密なる連絡を保つべきことを明確にすることといたしたのであります。

第三は、犯罪に關する情報の交換に關する事項であります。犯罪はいよいよ複雑巧妙となりまして、かつ広い範囲にわたつて実行される傾向にあるのであります。これに対処いたしました警察活動をさらに一層有効ならしめすためには、關係の各警察の間に必要

なる情報が連絡されなければならぬことは申すまでもありません。現在のごとく警察が多数分立しておりますときにおきましては、このことは特に熱意をもつてなされなければならぬのであります。これは各警察の相互協力義務を規定した第五十四條からしても當然のこととありますが、今回、国家地方警察と自治体警察並びに自治体警察相互間におきまして、犯罪に關する情報を交換し合ふべきものであることを特に第五十五條の二として規定し、この点についてさらに一層の成果を期待せんとするものであります。

その第四は、第五十五條を改めまして、自治体警察吏員が他の警察に対して援助する場合の職權の行使について規定したことであります。現在は、警察応援につきましても、国家地方警察が自治体警察を援助する規定があるのみであります。従来、この規定によることと自治体警察に対する国家地方警察の援助が間に合ふ場合あるいは、国家地方警察の警察力がいかなる事情でその援助などに十分でないというような場合に、自治体警察が国家地方警察や隣接の自治体警察の援助に事実上出動したようなことがあつたのであります。このような場合、その自治体警察の警察吏員が援助行為として、その区域外におきまして有効に職權が行使できるかどうかという点につきましても、警察法上何等規定がござりませんので、警察法上疑問の余地もありません。現在といたしましては一応積極的に職權を許されておきますけれども、今回改正の機会において、この点を明確にいたしましたのであります。すなわち自治体警察の警察吏員も国家地方警察

の警察官と同様に、他の公安委員会から援助の要求がありましたときは、その要求をした公安委員会の管轄区域内で、その運営管理のもとに職權を行うことができるという規定を設けることといたしましたのであります。この場合において自治体警察が他の自治体警察に援助の要求をしよとするときには、あらかじめ必要な事項を国家地方警察に連絡するものとしております。これは国家地方警察は自治体警察の補完的性格をもつものと考えております。したがって、国家地方警察、自治体警察が協力して治安の維持にあたるにつしましては、都道府県内の各警察の連絡の責に任ずる国家地方警察に、關係警察の全体の警察力の配置が分明になつておりますことが適当であり、また事情によつてはこのような場合、国家地方警察が他の自治体警察に出動を要請することとする方が、費用の負担その他からして便宜の場合があるからであります。

第五は、費用の負担に關する第五十五條の二の規定を設けたことであります。現行法によりますと、自治体警察の要求があれば、国家地方警察の警察官が援助を行うこととなつておりますが、この援助を行つた場合に要した費用につきましても、これは当然國庫が負担すべきか、または要求をした当該市町村が負担すべきか、法文上明白ではありませんので、今回これを國庫の負担とすべき旨を明確にいたしましたのであります。これとともに、国家地方警察の要求によつて市町村警察が、その市町村の区域外において援助を行つた場合に直接要しました費用並びに國家非常事態の布告がありました際に、

の警察官と同様に、他の公安委員会から援助の要求がありましたときは、その要求をした公安委員会の管轄区域内で、その運営管理のもとに職權を行うことができるという規定を設けることといたしましたのであります。この場合において自治体警察が他の自治体警察に援助の要求をしよとするときには、あらかじめ必要な事項を国家地方警察に連絡するものとしております。これは国家地方警察は自治体警察の補完的性格をもつものと考えております。したがって、国家地方警察、自治体警察が協力して治安の維持にあたるにつしましては、都道府県内の各警察の連絡の責に任ずる国家地方警察に、關係警察の全体の警察力の配置が分明になつておりますことが適当であり、また事情によつてはこのような場合、国家地方警察が他の自治体警察に出動を要請することとする方が、費用の負担その他からして便宜の場合があるからであります。

第五は、費用の負担に關する第五十五條の二の規定を設けたことであります。現行法によりますと、自治体警察の要求があれば、国家地方警察の警察官が援助を行うこととなつておりますが、この援助を行つた場合に要した費用につきましても、これは当然國庫が負担すべきか、または要求をした当該市町村が負担すべきか、法文上明白ではありませんので、今回これを國庫の負担とすべき旨を明確にいたしましたのであります。これとともに、国家地方警察の要求によつて市町村警察が、その市町村の区域外において援助を行つた場合に直接要しました費用並びに國家非常事態の布告がありました際に、

自治体警察職員がその区域外に出動しました場合に直接要した費用も、これを国庫の負担とすることにいたしましたのであります。その負担の範囲は第六十九条をもつて定められておるのであります。さらに自治体警察職員がこのような場合におきまして公務傷病を受けましたときは、同様の趣旨をもつて、国家地方警察の職員の場合に準じまして国庫から補償することにいたし、第六十四条にこのため必要な規定を加えたのであります。

最後に、この改正法律案は公布の日から施行することとしたし、その他附則に若干の事項を定めておるのであります。

以上今まで述べましたところのほか、そのおもな事項を申し上げますと、まづ現在の北海道公安委員会は、今回の改正によりましてその存立の基礎を失うことになりませんが、これを特に改正法に基いて道公安委員会が設置されるまでの間、なお引き続き存続してその事務を行うものとしたしました。

次に、国家地方警察の職員の増加及び前に述べましたごとく、都道府県警察長を都道府県国家地方警察隊長と称することに基きまして、行政機関職員定員法、経済調査庁法などを改正したのであります。

以上今回の改正案につきまして、その内容を御説明申し上げた次第であります。何とぞよろしくお願いいたします。

○前尾委員長 それでは本案に対する質疑は、次会月曜日より行うことにいたします。

する件についてお諮りいたします。警察法の改正につきましては、一般国民にとりきわめて重大なる関心を有するものであり、すでに提出前から種々論議せられておつたのであります。今回警察法の一部を改正する法律案が本委員会に付託され、審議することになりましたので、その審議の慎重を期し、本案に対し公聴会を開きたいと存じます。つきましては公聴会を開くことには、あらかじめ議長長の承認を得ることになつておきますので、衆議院規則第七十七条によつて、公聴会開会承認要求書を議長に提出したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 御異議ないものと認め、委員長よりただちに手続をとることにいたします。

なお引続きお諮りいたしますが、ただいま議長に対し公聴会の承認を求めたことに決しましたが、議長より承認がおりますれば、さらに本委員会において正式に決議をし、開会報告書を出することにいたしますので、もし承認がおりますれば、ただちに委員長より開会報告書を出したいと思ひますので、その内容手続等は委員長に一任願つて、報告書を出することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○前尾委員長 それでは地方自治に関する件、地方財政に関する件を一括議題といたしまして、質疑があればこれを許します。

○河原委員 本委員会におきまして

は、入場税、遊興飲食税、電気ガス税の一部に關しまして減免の措置を講ずる問題、並びに地方財政の非常な窮乏に對しまして、地方財政平衡交付金の増額の問題、それらのものが従来論議され、また強調されて参つたのであります。ところが、大蔵省当局の発表として、思ふにまかせなかつたのであります。ところが大蔵省当局の発表として、新開の伝えるところによりますと、さらに大蔵省におきましては、大幅な減税を企画しているようであります。かような場合にこそ、これらの地方行政委員会としての、かねての懸案解決を当局としてはからるべきであると思ふのであります。これらの点に對しまして、当局としてはどういふふうなお心構え、またはこの点につきましても大蔵省当局と御折衝等のごとくありましたら、それらの点に對してのお考え並びにこれらに關連する点でお聞かせ願ひ得る限りのことを、この際承りたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 入場税、遊興飲食税の軽減引下げの問題、平衡交付金の増額の問題等にわたりましての政府側のその後の動き、考え方はどうかというふうな趣旨のお尋ねのようでございますが、入場税、遊興飲食税に關しましては、先般休会前の当委員会におきましても、いろいろ御熱心な論議を承つておりました。政府といたしましては、将来入場税、遊興飲食税の問題に關しまして、地方税法を再検討いたしまする場合におきましては、その最も重要な項目の一つとしてこれを取上げて検討したい、こゝういふ考え方を持つておるわけでございまして、その信念におきましては、今日といえ

どもかわりはないのであります。ただ御承知のごとく、地方行政調査委員会の事務再配分の勧告に關しまして、それが実現措置をただいま政府として考案中でございます。関係各省と目下相談している最中でございます。この點に關連をいたしまして、税源の問題もこれをどういふふうな振当てをするかといふような問題が起つて参ります。また財源の總体の問題といたしまして、地方に對してどれだけの行政事務の負担が加わつて行くかといふようなこと、ならみ合せて行かなければなりませんので、そういうものとならみ合せて研究して参りたい。その結果事務配分といふものが確定をいたしましたならば、それに即応するよう地方税の体系、税源の配分といふようなことも考えて参りたいといふことと進めておるのであります。その際には今の入場税、遊興飲食税の問題等に關しても、政府といたしましては十分考慮をいたしたい、かように考えております。ただ全体の趨勢といたしまして、講和を控えていろいろの考え方があつたのでございしますが、行政事務の再配分のお勧告の趣旨をできるだけ生かして参りたい、かように考えておりますので、あの勧告を尊重して行く趣旨から参りますと、地方の行政事務の分量といふもの、従つてこれを処理いたしますための財源といふものは、ふえこそすれ減るといふようなことは考へられないのでないか、かように考えておるのであります。そこでどういふふうな地方の財源といふものを、何によつてまかな

つて行くか、あるいは税自体の問題と

して考へることもいたさなければなりません。交付金の問題もあつたし、あるいは起債の問題もあつたし、要するに地方財源全体として新たに加わつて参ります地方行政事務を、十分に処理して行けるような措置を講じて行かなければならぬといふふうな考へております。その全体の背景の中におきまして、今の税の問題等に關しても十分考慮を加えて参りたい、かように考へておる次第であります。

○河原委員 自治庁としてのお考えはよくわかつたのでございしますが、しかし従来の例からいたしまして、地方財政委員会ではこれだけは必要である、またはこうすべきであるといふふうになりまして、また本委員会におきましても、かくあるべきだといふふうなことになるにせよ、いづれも問題になりま

するのには財源の問題、国家財政、全体的な財政との關係におきましていろいろ左右されるわけがあります。そこで事務の再配分の問題が解決すれば、それに従つて財源がいかにどういふふうなものであれば、今のお考えでつけようだと思ひますが、やはり大蔵省關係の影響を非常に強く受ける状態にかんがみまして、国税に對して大幅な減税をしよう。すなわち財源に余裕のあるときにこそ、それらの地方税關係を解決すべき絶好のチャンスではないか。そのチャンスを通じて新しい状態において正しくそれらができるかといふ点を、私は危ぶむわけでありまして、この點に對する当局のお考えを重ねて承りたいと存じます。

○鈴木(俊)政府委員 国の財源を地方

七

の財源の補填のためにどの程度持つて行くかという事は、国税の減税をどの程度するかという事と、要するに国の余裕財源と申しますか、その財源をどういうふうに使つかという問題でありまして、政府としてもどれに第一の重点を置いてこの財源を配分すべきかということに相なるであらうと思つたのであります。地方自治庁といつたしましては地方財政委員会と十分連絡をとりまして、地方の財源を現在よりもさらに改善するようにできるだけ獲得するよう努力を続けて参つて来ておりますが、今後さらに努力を増して行きたい、かように考へておるのであります。ただ政府といつたしましてはこの点につきまして、政府としての方針はまだ何ら決定いたしておりません。それ、大蔵省の財務当局と地方財政委員会の財務当局との間において、話し合を進めておるのであります。その具体的な問題といたしましては、従来地方財政が非常に窮乏しておるといふ事実に對しまして、大蔵省の側と地方財政委員会の側とにおきまして、基礎といたしまして若干字等が違つて、事實の認識において若干相違があるというふうなこともございまして、できるだけ両方の機関が一緒になつて、地方財政の実態を調査いたしまして、同じ資料に基いて、同じ数字に基いてこれをいかに打開するかという事を研究し、対策を立てて参りたい、こういう考へ方で、過般もこれは全国知事会議の肝いりでございまして、その肝いりによりまして、大蔵省と地方財政委員会の当局が、一緒に教府県を实地視察いたしまして、そういうふうなことでできるだけ考へ

方、また財政の見方を合せて参りました、そうして實際足りないものをいかにして措置するかという対策を立てて参りたい、かように考へておるのであります。
○前尾委員長 ほかには御質疑ございせんか——山手満男君。
○山手委員 今の質問に関連して、私ちよつと聞いておきたいと思つておりますが、今日警察法の改正の問題が提起されておりますが、この警察法の改正の問題ともならみ合せて、われわれが大いに考へさせられる問題は、この間のリツジウエイ声明、そのほかにからみまして、政令で出されたもの、そのほかこれを順次日本側が自主的に改善をして行くといふふうなことが許される、自主性を回復することができるといふ傾向ができて来たのであります。この地方行政事務の再分配に關する報告というものは、いわゆる占領下においてこういう報告がなされたのであります。近々講和が締結されることとにらみ合せて、警察法の改正が地方自治の本旨を徹底するような方向において行われたのが、警察法の改正といふもので、幾分これがもとにもとされるというふうな傾向が今できて、地方行政事務の再分配の問題につきましても、政府はどういう考へでどの程度の熱意をもつてこれをプツシユして行くお考へか。あるいはまたこれを逆に幾分地方自治といふものを、今までの構想とはかわつた考へ案の構想、あるいはそのほかこの報告案は報告案として受取つておいて、ほかいろいろ考へをやるというふうなことがあるのではないかと、そういうことについて伺ひをしたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 警察法の改正の問題で、若干自治についての考へ方がかわつて来たのではないかと、いろいろ御懸念、また事務再分配につきましても、報告通りに政府は受取つてやるのであるか、そうでないか、それらの点につきまして、若干御懸念を持つてお尋ねのようであります。政府といつたしましては、警察制度の改革あるいは事務の再分配に關しまして、いづれも現在の日本の置かれておられまする国情から申しまして、また實際の自治運営の現状から申しまして、現状のままでは確かにこれは適當でない点があるといふふうな考へておるわけでありまして、警察法の改正につきましても、治安の確保という見地と一面また憲法が保障しておりますところの地方自治の本旨をそこなわなうといふ二つの原則を立てまして、一方の地方自治の本旨をそこなうといふようなことがなされる限りにおきまして、できるだけ治安の確保をはかつて行く、こういうふうな考へ方に立つたわけでございます。今回の警察法の改正を提案いたしました政府案によりまして、自治体警察を維持するか維持しないかという事は、住民全体の總意に基いて最終的に決定する、こういう建前になつておるわけでございます。また国家警察と地方警察とが、それ、両々相まつて同等の立場に立つたこと、いろいろ、両者の交渉の關係を規定しておきますので、これによつて地方自治の本旨がそこなわれるといふようなこととはないと考へておるのであります。また事務再分配の報告でございますが、これは市町村に第一次の優先性を持たせ、県に第二次の優先性を持た

せまして、地方分権の趣旨から事務の再分配をやるというの、シヤウブ報告の精神でございまして、その精神を受継いで、地方行政委員会において報告を出されたわけでございまして、この報告の考へ方に対しては、御承知のように一方におきましては、社会保障制度審議会というふうな、やはり総理府の中にもあります審議機關がございまして、ここなどにおきましては、その地方分権の考へ方とや相異なりました見地から、社会保障制度の改革案といふものを報告いたしておるわけでありまして、政府といつたしましては、これらの報告案につきまして、両者の考へ方の調整ということが必要であると考へておりました。そういう見地から地方自治の本旨は憲法が保障しております通りに、あくまでもこれは確保して行かなければならないけれども、日本の今置かれておられまする国力の現状といふような点から、どういふふうなすれば一番地方自治も伸びるし、またそれ、専門分野の行政も能率的に運営できるかといふことを、検討いたしておるわけでありまして、両方の行政の能率化という要求と、地方自治の本旨の実現、あるいは地方行政の民主化、こういう線を両方できるだけ全うするような行き方で、今後の地方自治制度の処置に當つて行きたい、こういうふうな考へておるわけでありまして、

○前尾委員長 ほかには御質疑はありせんか——なければ本日はこれにて散会いたします。
午後零時四分散会